社会福祉法人黒松内つくし園

経営会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人黒松内つくし園（以下、「この法人」という）の「組織規程」に基づき、この法人が設置する経営会議の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この法人が設置する経営会議は、「経営会議」とする。

（構成）

第３条　経営会議を構成する者は、以下に掲げる者とする。

（1）理事長

（2）常務理事

（3）業務執行理事

（4）常勤理事

（5）事務局長

（6）法人本部事務長

（開催）

第４条　経営会議は、原則毎週月曜日に開催する。

（進行役）

第５条　経営会議の進行役は、常務理事又は事務局長若しくは法人本部総務担当事務長とする。

（進行役の職務代理）

第６条　進行役が欠けたとき、または事故があるときは、その他構成員がその職務を代理する。

（構成員以外の出席）

第７条　理事長又は常務理事が必要と認めたときは、構成員以外の者に意見を聴き、又は説明を求めるため、経営会議への出席を求めることができる。

（議事録）

第８条　進行役は、議事録を作成するものとする。議事録は 10 年間保存するものとする。

（事務）

第９条　経営会議の事務は、法人本部事務局において処理する。

（雑則）

第10条　この規程に定めるもののほか、経営会議の運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（規程の改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成３０年７月１日から施行する。

この規程は、２０２１年４月１日に一部改正する。